令和 4 年度 春日井市重層的支援体制整備事業実施計画

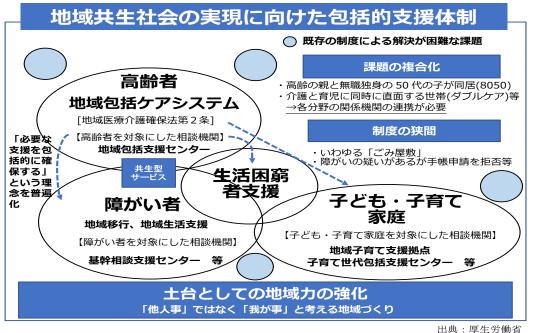
令和 4 年(2022 年) 3 月 春日井市

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴い社会構造が変化しており、家族機能の 低下や地域コミュニティのつながりが希薄化しています。また、福祉人材が不足す る中で、住民の暮らしの基盤である地域コミュニティの持続が必要であり、地域福 祉を推進することが重要です。8050 問題やダブルケア、社会的孤立など、世帯のな かで生活課題が複合化・深刻化しやすく、分野別の社会福祉制度や支援、地域づく りでは解決困難な人々が年々増加しています。

そこで、本市では、春日井市地域共生プラン(第4次春日井市地域福祉計画・地 域福祉活動計画)に地域の包括的な支援体制の構築を位置付け、すべての地域住民 が暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う「地域共生社会」の実現に向けた包 括的な支援の体制整備を図ります。

また、国は令和2年に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業(以下、「体 制整備事業)という。)(社会福祉法第106条の4)を創設しました。体制整備事業 は、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、複 雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住 民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向け た支援」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を構築するものです。重層 的支援体制整備事業実施計画(以下、「本計画)という。)では、体制整備事業の具 体的な提供体制に関する事項について記載しています。



出典:厚生労働省

2 事業の目的

体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民等との協働による包括的な相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することが目的です。

体制整備事業の目指す地域包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものです。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

3 計画の位置づけと期間について

本市では、第6次春日井市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化するために春日井市地域共生プランを策定しています。

地域共生プランでは、体制整備事業について「多機関の協働による包括的な相談 支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」についての考え方を示してあり、本 計画では、体制整備事業の具体的な提供体制に関する事項について記載があり、本 市の包括的支援体制の整備に関する具体的な計画を定めるものです。

なお、計画期間について、地域共生プランは、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の長期計画となりますが、本計画は体制整備事業の具体的な内容について示し、毎年度評価・見直しを行います。

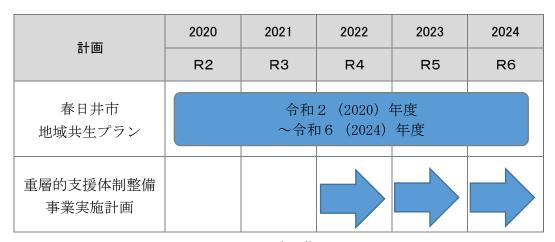


図2 計画期間

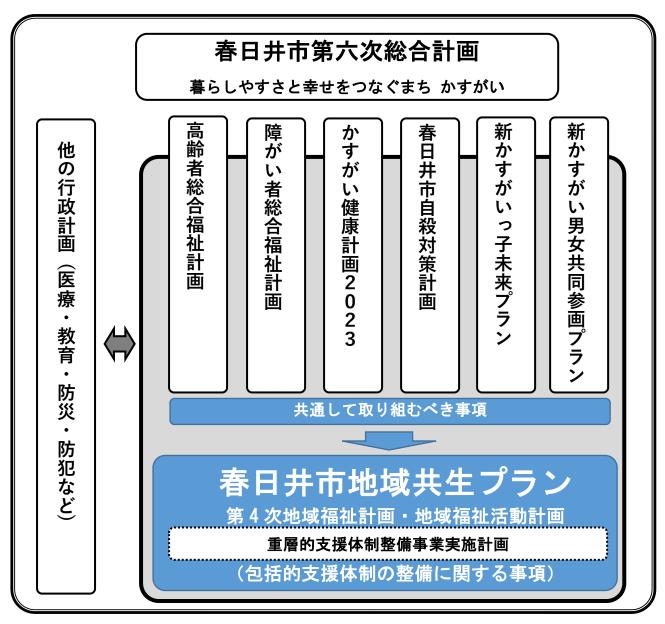


図3 計画の位置づけ

4 事業の構成

体制整備事業は、①包括的相談支援事業、②地域づくり事業、③参加支援事業、 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業の5つの事業で構成 されており、それらの事業を一体的に実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の 分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すものです。本 市では、それぞれの事業について、次のように取り組みます。

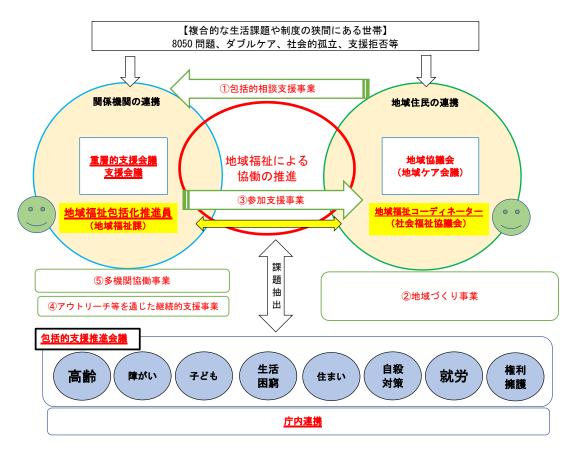


図4 重層的支援体制整備事業の構成

(1) 包括的相談支援事業

本事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間問題には、関係機関や地域住民等と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

ア 地域包括支援センター運営事業

担	当	課	地域福祉課
事	業内	容	高齢者等からの総合的な相談に応じ、必要な支援を行うとともに、
			高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域の
			介護支援専門員への支援などを行う。
支	援対象	者	高齢者やその家族等
実	施方	式	委託
圏		域	12 圏域
相	談場	所	地域型地域包括支援センター (12 箇所)

	基幹型地域包括支援センター(1箇所)
人員配置	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等 77名

イ 相談支援事業

担	当	課	障がい福祉課
事	業内	容	障がい者等からの相談に応じ、 必要な情報の提供及び助言等、必要
			な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係
			機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
支	援対象	良者	障がい者やその家族等
実	施力	式	委託
相	談場	所	基幹相談支援センター及び各障がい者生活支援センター(4箇所)
人	員 配	置	社会福祉士、精神保健福祉士等 13 名

ウ 利用者支援事業

担 当 課	子ども政策課
事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な
	相談に対応し、きめ細やかな支援と関係機関との連絡調整を実施す
	る。
	(1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握する。
	(2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提
	供・助言・保健指導を行う。
	(3) 支援プランの作成を行う。
	(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。
支援対象者	妊産婦及び子育て家庭の親とその子ども
実 施 方 式	直営
相談場所	市役所 2 階 子ども政策課
人員配置	保健師4名、助産師1名、事務職2名

工 生活困窮者自立相談支援事業

担 当 課	生活支援課
事業内容	生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を
	行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援
	を一体的かつ計画的に行う。
支援対象者	市内に居住する生活困窮者
実 施 方 式	委託 (春日井市社会福祉協議会)
相談場所	春日井市役所2階 自立支援相談コーナー
人員配置	相談支援員3名(就労支援員を兼ねる)

(2) 地域づくり事業

本事業は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援、サロン等の多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

ア 地域介護予防活動事業

担 当 課	地域福祉課
事業内容	住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支
	援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に
	関する知識技能を持った講師を派遣する。
支援対象者	高齢者
実 施 方 式	直営(住民主体運営補助、介護予防講師派遣)
	委託(介護予防活動グループ化事業)
活動場所等	市内全域
人員配置	事務職 2 名 (兼務)、介護予防講師 29 団体

イ 生活支援体制整備事業

担	当	課	地域福祉課
事	業内	容	ボランティアや NPO、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予

	防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービス
	の資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う地
	域福祉コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進
	する。
活動の対象	地域住民
実 施 方 式	委託(春日井市社会福祉協議会)
活動場所等	市内全域
人員配置	地域福祉アドバイザー1名(1圏域)
	地域福祉コーディネーター6名(12圏域)

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

担	当	課	障がい福祉課
事	業内	容	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住
			民ボランティアの育成、精神障がいに対する理解促進を図るための
			啓発等を行う。
活	動の対	· 象	障がい者
実	施方	式	委託 (医療法人桜桂会 地域活動支援センター希楽里)
			協定(地域活動支援センター柏葉の所在地である東郷町)
活	動場所	等	市内全域及び地域活動支援センター希楽里、柏葉
人	員 配	置	希楽里 精神保健福祉士3名、指導員2名(基礎的事業等と兼務)
			柏葉 管理者1名、施設長1名、保健師1名、精神保健福祉士3名、
			活動支援員1名 (基礎的事業等と兼務)

エ 地域子育て支援拠点事業

担	当		課	子ども政策課、保育課
事	業	内	容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに
				ついての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
				(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
				(2)子育て等に関する相談、援助の実施

	(3) 地域の子育て関連情報の提供
	(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)
	(5)地域支援
活動の対象	子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保
	護者)
実 施 方 式	直営3か所、委託4か所(春日井市社会福祉協議会・高蔵寺まちづ
	くり株式会社・特定非営利活動法人あっとわん・社会福祉法人神屋
	保育園)、補助1か所(社会福祉法人樹の里)
活動場所等	市内8か所
	子育て子育ち総合支援館・交通児童遊園・児童センター・グルッポ
	ふじとう児童館・東部子育てセンター・子育て応援広場キッコロ・
	子育て支援センター・神屋子育て支援センター
人員配置	常勤 20 人・非常勤 17 人 (8 か所合計)

オ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

担 当 課	地域福祉課
事業内容	地域福祉の推進を図るため、地域住民に対する「暮らしの困りごと」
	等に関するアンケート調査及び地域住民との座談会の開催を行う。
	また、相談支援機関の職員で構成する研究会を主催し、研修プログ
	ラムの開発を行い、市内全域における相談支援体制の強化を図るた
	め、研修を実施する。
活動の対象	相談支援機関の職員、地域住民
実 施 方 式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	地域福祉包括化推進員2名

(3) 参加支援事業

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者が抱える複合的な生活課題を把握し、地域社会とのつながりを再構築して、社会参加するために、対象者の状態に合った支援メニューをつくります。

また、対象者が地域社会とのつながりを継続できるよう、定期的に訪問するなどフォローアップを行います。また、既存の福祉サービスを実施する事例や社会福祉法人による地域の公益的な取組との連携を図り、狭間のニーズへも働きかけます。

担 当 課	地域福祉課
事業内容	既存の支援では、対応できない個別性の高いニーズに対応する居場
	所や取組を創り出し、人や地域とのつながりづくりを支援する。
	また、既存の社会資源の活用方法の拡充や支援ニーズとのマッチン
	グを行い、多様な社会参加の環境を整備する。
	(1) 相談受付、プラン作成
	(2) 資源開発、マッチング
	(3) 定着支援、フォローアップ
	(4) 福祉サービスや公益性な取組との連携
支援対象者	重層的支援会議で参加支援が必要と判断された人
実 施 方 式	直営
	委託
活動場所等	市内全域
人員配置	地域福祉包括化推進員2名
	地域福祉コーディネーター6名

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本事業は、長期のひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を 抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、地域住民や関係機関と連 携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を行います。

また、信頼関係の形成が図られ、支援の同意が得られた場合は多機関協働事業に 移行します。

担	当	課	地域福祉課
事	業内	容	課題解決に向けての十分な支援が届いていない対象者に対して、支
			援を継続的に実施するとともに、信頼関係を構築する。
			(1) 関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等との連携を通じた情

	報収集
	(2) 事前調整(必要に応じて支援会議を開催)
	(3) 家庭訪問、同行支援
支援対象者	複雑で複合的な生活課題を有し、特定の分野が単独で支援すること
	が困難な世帯、制度の狭間にある世帯
実 施 方 式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	地域福祉包括化推進員2名

(5) 多機関協働事業

本事業は、主に支援者を支援する役割を担う事業です。既存の相談支援機関の専門職への助言・支援を行い、単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を行います。支援関係者がチームを形成して、重層的支援会議等で情報共有や役割分担、支援の方向性の整理を行い、包括的な支援体制を構築できるよう支援するものです。

担 当 課	地域福祉課
事業内容	本事業は体制整備事業の中核を担う役割があり、市全体で包括的な
	相談支援体制を構築する。
	(1) 相談受付
	(2) 世帯全体のアセスメント
	(3) 支援プランの作成
	(4) 重層的支援会議の開催
	(5) 支援状況の進捗管理
	(6) 支援の評価
支援対象者	複合的な支援ニーズを抱える世帯、支援関係者
実 施 方 式	直営
活動場所等	市内全域
人員配置	地域福祉包括化推進員2名

5 重層的支援体制整備事業の推進体制

体制整備事業は、複合的な生活課題を抱える世帯に対する包括的な支援と地域住民等による地域福祉の推進を一体的かつ重層的に実施する体制を整備するものです。既存の相談支援事業や地域づくりの取組を活用し、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働を図り、重層的で包括的な支援をコーディネートする地域福祉包括化推進員(社会福祉士、保健師を地域福祉課に配置します。)

地域福祉包括化推進員が多機関協働事業等の中核を担い、関係課や支援機関、地域住民等との各種会議を開催し、情報共有や役割分担、支援方法等を検討し、伴走型支援を行います。

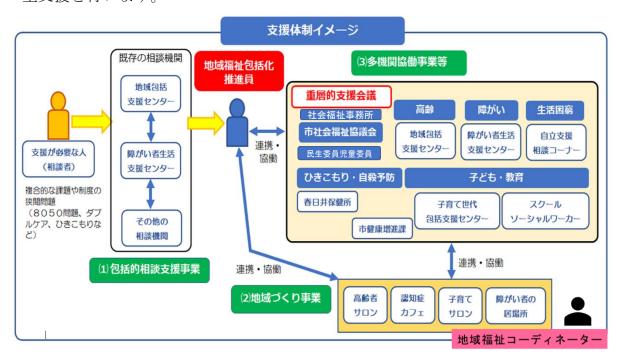


図5 支援体制のイメージ図

ア 重層的支援会議

目		的	体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催。関係機関との
			情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・
			連携して、チーム支援できるように会議を運営する。
内		容	支援事例の情報共有やケース検討、
			関係機関との役割分担・連携、地域資源の開発に向けた検討
構	成	員	地域福祉包括化推進員、関係各課、関係機関、地域住民等
開	催時	期	随時開催

イ 支援会議

目		的	守秘義務を課し、支援拒否や本人同意が得られない事例に対し、支援
			会議の参加者に個人情報を共有して、必要な支援を検討する。
内		容	事例の情報提供・情報共有・見守りと支援方針の理解、緊急性がある
			事例への対応
構	成	員	地域福祉包括化推進員、関係各課、各機関の担当者
開	催時	期	随時開催

ウ 包括的支援推進会議

目	ŀ	的	体制整備事業が適正に運営されるために開催する。
内	ļ	容	各事業の実施状況の確認、評価、施策の見直し、庁内連携による推進
			体制の構築
構	成	員	地域福祉課、障がい福祉課、生活支援課、子ども政策課、保育課、
			学校教育課、男女共同参画課、市民病院、、春日井市社会福祉協議会等
実	施回	数	年2回

6 評価

本事業は、包括的支援推進会議において、各事業の実施状況等の確認及び評価し、事業の実施方法等の見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

評価については、学識経験者の助言を受け、事業評価システムを開発し、スーパービジョンの体制を整備します。また、本事業を継続的に実行できているかを評価するため、評価活動の設定及び評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

評価活動

- 1 包括的な支援ができる人材の配置と育成に関する取組み
- 2 相談支援機関のソーシャルワーカーと地域福祉コーディネーターによる定期的な 情報共有や地域づくりを協議する取組み
- 3 住民の身近な場所に誰でも参加できる集いの場を創出する取組み
- 4 福祉以外のまちづくり分野(住宅、環境、産業、多文化)の関係課が分野横断的な情報共有や課題の検討、体制整備を推進する取組み